

盛岡大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、盛岡大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、昭和 26(1951)年に創設された盛岡生活学園の歴史と伝統を基盤に、昭和 56(1981)年に盛岡大学文学部として開学した。開学当初から、寄附行為でキリスト教精神に基づく建学の精神が明文規定されており、また、建学の精神に則り、かつ、「東北の地域社会の福祉に貢献する」という創設者の信念を貫き、学則で「文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成する」という使命、目的が規定されている。建学の精神と使命、目的は、ともに学内外へ周知されている。

現在、大学は、約 1,500 人の学部学生と専攻科学生が在籍する単科大学であり、教育研究組織は 1 学部 4 学科及び 3 専攻科で構成されるとともに、短期大学部との共通研究機関として「比較文化研究センター」が設置されている。

また、適切な意思決定過程を経て、建学の精神と使命・目的が教育課程と教育方法に反映され、さらに、社会の変化に対応して学部・学科の目標が 4 年ごとに見直されるなど、教育研究及び社会貢献などの実績が積重ねられている。

各学科とも明確なアドミッションポリシーを策定し、それに基づき多様な入学者選抜を実施しており、定員管理も概ね適切である。また、特色ある「なんでも相談室」や「教師教育センター」などを設置し、広く学修支援や学生サービスなどの体制を整備、機能させている。

教員数は設置基準を満たしている。教員任用規程・資格審査基準を合理的に整備、運用しており、また、実務家教員の積極的な採用を行っている。平成 20(2008)年度に「FD(Faculty Development)委員会」を設置し、学生・教員による授業評価を実施するとともに、「いわて高等教育コンソーシアム」の FD 事業に参画するなど、組織的な FD 活動が軌道に乗りつつある。

職員の組織編制及び採用、昇任、異動の方針と手続きなどを明確に規定し実施しているが、今後、職員の専門性向上のための SD(Staff Development)の実施と教育研究支援体制の整備が期待される。

学長を中心とする教学部門と理事長を中心とする管理部門の体制が整備され、「案件審査会議」の構成・運営が工夫されるなど、両部門の連携が適切になされている。自己評価委

員会の設置など、4年毎に実施される自己点検・評価の体制が整備され、充実した報告書が公刊されているが、さらに説明責任を果たし大学改革へ活用されることが期待される。

財務については、種々の理由で困難な状況にあったが、改善努力が実を結び、毎年、財務状況の改善が進行している。今後、消費収支の黒字の継続と施設・設備の整備が期待される。教育目的を達成するために、設置基準を大きく上回る校地、運動場、校舎、駐車場などの施設を整備し、アメニティにも配慮した図書館や寄宿舎である学生会館を設置している。主要校舎などは新耐震基準に対応した設計で安全性が確保されている。

「免許法認定公開講座」を含む各種の公開講座の開設、高大連携事業への積極的な参画、学生による社会貢献事業の実施など、特筆すべき社会連携の実績を重ねている。平成20(2008)年度に文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択されたことは、その証左と言える。

組織倫理、研究者倫理、ハラスメント防止及び危機管理などに関する規程が制定されるなど、社会的責務を遂行する体制が整備されている。また、大学、各学科及び「比較文化研究センター」が紀要・年報などを公刊し、それらは、教育研究成果の広報活動ともなっている。

以上のように、大学は、私立大学としての特色ある建学の精神を発揚した独自の教育研究及び社会貢献などの諸活動を積極的に展開しており、多くの点で高く評価できる。

今後も、大学が建学の精神に則り、自らの「質の保証」に努め、さらに発展し続けることを期待したい。

III 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学は、建学の精神「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行い、有為な人材を育成すること」を寄附行為で、その内実といえる大学の使命・目的「キリスト教精神により、教育基本法に則り、学術を教授研究し、広い視野と高い識見を養い、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人間を育成すること」を学則で明文化規定している。両者には、特に「東北の地域社会の福祉に貢献」という創設者の信念が貫かれている。また、「愛と奉仕」が強調されるとともに、建学の精神の具体的な行動原理「対話のある学校（大学）」が提唱され、積極的に実践されている。

建学の精神の基本となるキリスト教精神、建学の精神及び大学の使命・目的などは、礼拝や儀式、宗教委員会の活動、聖句の掲示及び各種の媒体などによって学内外に周知されている。

【優れた点】

- ・変化への対応を主たる理由に、「盛岡大学教育運営計画」に基づき、平成 12(2000)年度に定められた大学と各学科の教育目標が、平成 16(2004)年度以降、4 年周期で見直されていることは高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

文学部の下に英語文化学科、日本文学科、児童教育学科及び社会文化学科の 4 学科並びに英米文学、日本文学及び児童教育学の 3 専攻科が設置されるとともに、短期大学部との共通研究機関として「比較文化研究センター」が設けられており、概ね適切な規模・構成を有している。

教養課程については、全学の教員が必要に応じて科目を担当しており、その運営は学生部長（教務委員長）を責任者とする「教養科目協議会」を設置し、内容の見直しと予算措置を協議している。

教育方針などの意思決定過程に関しては、教授会のもとに、教授会の審議事項などの調整検討や予算要求方針・大学運営の企画立案を行う「運営委員会」を設け、さらに「人事委員会」「入試委員会」「FD 委員会」「教務委員会」「拡大学生委員会」「宗教委員会」など各種委員会を組織し、十分に機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念などに基づき、学科ごとの教育目的が学則などに定められ、かつ公表されている。教養科目として「キリスト教学Ⅰ」を必修科目とするなど、建学の精神と大学・各学科・専攻科の教育目標が教育課程及び教育方法に適切に反映されている。

日本文学科の「東北文学」関連科目の充実や児童教育学科の「児童教育講座」の開設など優れた点が見られる一方で、教養教育の運営体制・責任体制や年間授業時数、教育目的の達成状況の点検・評価などの点では改善を要する。しかし全体としては、教育目的や教育課程編成の方針に従って体系的かつ適切に教育課程が編成されている。

単位の認定・成績基準や受験資格及び卒業要件などは、学生便覧や学則などに定められ、成績不振者への指導も含め、的確に運用されている。履修登録単位の上限については、資格科目を含めて毎年 50 単位と定めており、成績優秀者については 10 単位までの追加登録を認めている。教育目的の達成状況の点検評価については、今後の取組みとその成果が期

待される。

学習及び資格取得状況については、教務委員会や就職対策委員会、教師教育センターが状況把握を行っている。

【優れた点】

- ・児童教育学科で「児童教育講座Ⅰ～Ⅳ」を開講し、学生が地域の学校での教育ボランティア活動などを通して実践的力量を培っていることは高く評価できる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づいて学科ごとに学生受入れの方針が策定され、「入試要項」などで公表されている。また、アドミッションポリシーに基づいた多様な入学者選抜は、入学試験委員会などの適切な体制のもとで、公正かつ妥当な方法で行われている。定員管理に関するも、一部在籍学生数が若干多い学科もあるが、その是正がなされつつあり、概ね適切である。

学習支援については、学級担任制やオフィスアワーの整備が図られ、オリエンテーションやガイダンスさらにIT活用による支援が丁寧に行われている。また、「なんでも相談室」を設置し、広く学修上の相談にあたっている。

学生委員会・学生部により学生サービスと厚生補導を実施するとともに、学生の経済的援助のため、奨学金の給付や貸与、派遣留学生への授業料相当額の給付などを行っている。

学生の課外活動については、学友会予算や大学後援会からの補助で支援している。保健室において養護教員の経験のある保健師1名が学生相談員として常勤し、また、学生相談室に臨床心理士を週1回勤務させ、学生相談にあたっている。今後は、平成21(2009)年度に実施の「学生生活調査」の結果に基づいて、更なる学生サービス向上に取組むことが期待される。

就職支援については、企業就職・公務員就職に関して「就職センター」を、教職志望者に対して「教師教育センター」を置き、きめ細かく支援を行い、就業意識涵養のためのキャリア教育体制も整備されている。

【優れた点】

- ・低学年次から「キャリア教育」にも力点が置かれ、更に企業就職・公務員就職を希望する者に対しては「就職センター」が、教職志望者に対しては「教師教育センター」が、それぞれ中軸となって学生を支援し相当な実績を上げている点は評価できる。

基準5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

設置基準を上回る専任教員及び教授が確保、配置され、専任の教授・准教授を中心となって主要科目を担当し、各学科の専門領域の教育をカバーする体制がとられている。

今後は、懸案事項となっている「キリスト教学」担当の専任採用を早期に実現されることを期待したい。また、兼任教員への依存率がやや高く、若手教員も少なく、今後の計画的教員採用が望まれる。

教員人事に関しては、「教員任用規程」や「教員資格審査基準」が合理的に整備され、適切に運用されている。

研究費の配分、教育担当時間、更に 1 科目あたりの平均受講者数も若干の偏りがあるものの概ね適切である。

教員の教育研究活動を活性化する取組みとしては、「自己評価報告書」にもあるように、さらなる充実が望まれる部分もあるが、平成 20(2008)年度に FD(Faculty Development)委員会及び FD 専門委員会を設置するとともに、専任教員の担当科目各 1 科目について学生による「授業効果調査」及び「教員による自己評価」を内容とする授業評価を実施する一方、「いわて高等教育コンソーシアム」の FD 研修へ参画するなど組織的な取組みが行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織については、法人本部の下に宗務課、企画部、経理部及び学生会館事務室を置いている。また、大学・短期大学部の下に総務部、学生部、就職センター、入試センター、図書館事務室及び「教師教育センター事務室」を置き事務局次長が統括している。このほか附属の高等学校などにそれぞれ事務室を置いている。

職員の採用・昇任・異動については、「就業規則」や「事務職員の職位・職能資格に関する規程」及び「人事に関する調査等の実施要綱」に基づき定期的に実施されている。

職員の資質・能力の向上については、平成 16(2004)年度から法人全教職員に拡大した研修会を、年 2 回定期的に実施している。また、日本私立大学協会などの各種研修会や「いわて高等教育コンソーシアム」の中での SD(Staff Development)プロジェクトに参加している。

今後、全教職員を対象とする研修会のほかに、専門性の高い職員の養成に向けた SD の実施と効果的な教育研究支援体制を整えて行くことが課題となっている。

教育研究支援のための事務体制については、総務部などの 6 部署が「学校法人盛岡大学管理運営規程」に定められた所掌事項により運営されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の運営は寄附行為及び「盛岡大学管理運営規程」など諸規程に従って行われており、現在理事 9 人、監事 2 人の役員が置かれている。また、理事長のもとに常勤の職員である理事よりなる「案件審査会議」が設置され、理事会に提案する案件などの協議機関として機能している。

寄附行為に基づき理事会、評議員会は適正に開催され機能している。大学についても規程などに基づいて選任された学長のもと、教授会などの主要会議体は適切に運営されている。教学部門を代表する学長や学部長が、理事会や「案件審査会議」の構成員となっており、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

自己点検・評価のための恒常的な体制が整備され、近年 4 年ごとに自己点検・評価が実施され、報告書も刊行されている。

理事会などの方針・決定事項は、学長、学部長経由で教授会構成員へ、法人本部、事務局を通じ全職員に報告されている。毎月全法人の各部署長よりなる定例連絡会議が開かれている。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

これまでの財務状況はさまざまな理由で困難な状況にあったが、改善努力に努め、平成 18(2006)年 3 月に「盛岡大学学生会館」を法人の所有への移転を契機に、管理経費の負担額が大幅に減少し、その効果として借入金額も圧縮されるなど、財務状況の安定化に向けての改革が毎年進んでいる。

財務情報の公開については、開示項目などの見直しと充実化・開示の明確化に配慮されることを期待する。

文科系の大学であるという事情があるが、科学研究費補助金の積極的な獲得を図る体制整備などへの一層の対策が望まれる。

今後は、消費収支の黒字化を継続し、学内施設・設備や教育研究機器など教育環境整備の進行を期待する。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

主なキャンパスの所在地は、盛岡市に隣接した滝沢村である。教育目的を達成するためには十分な校地面積が確保されている。運動場・校舎などの施設設備と大規模な駐車場なども整備され機能している。

主要校舎などは新耐震基準に対応した設計で、安全性に問題はない。

大学の旧盛岡校舎の跡地には、寄宿舎「学生会館」が建設され、学園の多数の学生の利用に供され、大学との間にはスクールバスが運行され通学路線が確保されている。

更に、平成 17(2005)年には、図書館が大学のキャンパス内に移転され、学生への教育目的を達成するための設備が充実しており、アメニティに配慮した教育環境が提供されている。

【優れた点】

- ・女子・男子学生を約 300 人収容可能な寄宿舎「学生会館」が盛岡市に設置され、安全で快適な学生生活の場が提供されており、優れた施設・設備であることは高く評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が有する物的・人的資源を社会に提供する努力としては、大学施設の有料貸与を行うとともに、「盛岡大学公開講座」「比較文化研究センター公開セミナー」、住田町教育委員会との協定と文部科学省の認可を得て行う「免許法認定公開講座」及び「図書館主催講演会」を継続的に実施している。また、大学教員による「出張公開講座」と「高校生と高校 PTA のための出張公開講座」も実施している。

更に、平成 12(2000)年度発足した「いわて 5 大学学長会議」の下に、「学生部長等会議」ほか 4 会議を設け、県内高等教育・学術研究の振興と地域社会の発展に寄与することを目的に活動を開始し、これが、平成 20(2008)年度に文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択され、「いわて高等教育コンソーシアム」へと結実した点は特筆すべきことである。

また、県・地教委や教育施設と連携した「スクールトライアル事業」や「ラーニング・サポーター・プロジェクト」など学生による地域貢献を実施し、積極的に社会貢献の実績を収めている協力事業を多く行っている。

【優れた点】

- ・平成 20(2008)年度「戦略的大学連携支援事業」(文部科学省)による「2 つのプロジェクト委員会」主務校を担当し、「いわて高等教育コンソーシアム」に参画し、5 大学の連携事業に取組んでいることは高く評価できる。

- ・県・地教委と結んだ協定による「スクールトライアル事業」及び「ラーニング・センター・プロジェクト」、県教委と県内 5 大学が結んだ「高大連携事業」への積極的な参画や、「免許法認定公開講座」の開設は高く評価できる。

基準 1.1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理については、「就業規則」に定められている。また、「盛岡大学及び盛岡大学短期大学部におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関する規則」を定めるとともに、「防止ガイドライン」を配付し学生・教職員及び関係業者に周知している。その際、教職員からは、その趣旨を理解したという文書を提出させている。

インターネット利用にあたり「教育研究ネットワーク利用規則」を定めるとともに、「研究者倫理規程」を整備している。加えて、個人情報保護を目的とした個人情報保護委員会も設置している。

危機管理体制としては、火災などの事故・災害に対しては「砂込校舎自衛消防組織」を設置しており、また学内 LAN については「教育研究ネットワーク利用規程」により危機管理義務を定めている。

教育研究成果の学内外への広報については、査読手続を行う「盛岡大学紀要」を昭和 56(1981)年から定期的に刊行し、また短大も共通の比較文化研究センターからも「比較文化研究年報」を平成元(1989)年より欠かさず刊行し、それぞれ全国大学図書館などに寄贈している。このほか、大学の各学科においてもそれぞれ機関誌を発行している。

【優れた点】

- ・各学科が学内学会を組織し、それぞれ研究成果を「学会誌」などで公表していることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・避難訓練が実施されていないので、実施計画を早急に整備し、避難訓練を行うことが望まれる。